

# エクスプレス予約サービス 会員規約集

※最新のエクスプレス予約に関する会員規約・特約等は2021.3版エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/rules/)でご確認ください。

## JR東海エクスプレス予約サービス会員規約(ビジネス会員用)

### 第1条(総則)

- 本規約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。)が提供する、JR東海エクスプレス予約サービス会員(以下「会員」という。)ID(以下「会員ID」という。)を利用したすべてのサービス(以下「本サービス」という。)について適用するものとします。
- 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。また、本規約と特約との間で重複または競合する内容については、特約が優先するものとします。
- 本規約で定める「法人会員」とは、JR東海エクスプレス・カード(ビジネス)会員規約(これに付随する特約等を含みます。)以下「カード会員規約」という。)を承認した法人が、本規約(これに付随する特約等を含みます。)を承認のうえ、SMBCフィナンシャルサービス株式会社(以下「クレジットカード会社」といい、当社とクレジットカード会社を総称して「両社」という。)に対しカードを申し込み、両社が審査のうえ、入会を認めた法人をいいます。
- 本規約で定める「カード使用者」とは、法人会員による前項の申し込みに基づき、法人会員によって本サービスの利用者として指定またはカード会員規約に定める「部署カード」の利用者と指定され、両社が審査のうえ入会を認めた役員または従業員等その他の者を行います。
- 法人会員およびカード使用者が本サービスを利用するにあたり、法人会員およびカード使用者は、本規約を承認し、遵守するものとします。
- 本規約に定めのない事項については、カード会員規約が適用されます。なお、本規約とカード規約の内容に相違がある場合は、本規約に定める内容が優先して適用されます。
- 当社は民法の定めに従い「会員と個別に合意することなく、本規約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/) (以下「当社HP」という。)等で公表するものとします。

### 第2条(会員資格、会員登録)

- 本サービスの利用は、法人会員、カード使用者およびカード会員規約に定める代表者、管理責任者(以下、総称して「カード会員」という。)で、かつJR東海エクスプレス予約サービス会員に限り行えるものとします。
- 利用希望者は、本サービスの利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で本規約を遵守することに同意し、当社が会員を識別するために会員ごとに付与した会員IDや、その他の当社が別に定める情報(以下「会員情報」という。)を入力することにより、本サービスの会員登録を行うものとします。利用希望者は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。
- 当社は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。

- 前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む。)がある場合
- 会員登録が正しく完了しなかった場合
- 利用希望者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込の際に必要な同意を得ていない場合
- 利用希望者が、過去において本規約または本規約の特約に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合
- 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。)が提供するJ-WESTカードによるエクスプレス予約サービス(以下「J-WESTカードEX予約サービス」という。)または当社とJR西日本が別に提供する「スマートEXサービス」(以下「スマートEX」という。)の会員登録の停止・取消を受けている場合
- その他、利用希望者が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合
- 第2項の会員登録に対して当社が承認した場合、利用希望者は本会員としての資格(以下「会員資格」という。)を有することになります。また当社は、申込サイト上の表示、会員が登録した電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」という。)に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適宜と認める方法により行うものとします。
- 当社より前項の承認を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。ただし、会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく、直ちに本サービスの会員登録を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることがあります。
  - 会員が本規約または本規約の特約に違反した場合
  - 第2項により登録および第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む。)があった場合
  - 会員がカード会員でなくなった場合、または、カード会員が所属する法人が法人会員でなくなった場合
  - 電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合
  - 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行いまたは申立を受けた場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合

1	2	3
---	---	---

## エクスプレス予約サービス(ビジネス)に関する特約

### 第1条(概要)

- 本特約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。)が「JR東海エクスプレス予約サービス会員規約(ビジネス会員)」(以下「会員規約」という。)に定める法人会員(以下「法人会員」という。)に提供するエクスプレス予約サービス(以下「本サービス」という。)の取扱いについて定めます。
- 法人会員は本特約の内容について会員登録のJR東海エクスプレス・カード(ビジネス)(以下「カード」という。)使用者(以下「カード使用者」という。)に周知するものとします。法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとします。
- 本特約は、会員規約の特約であり、会員規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。)または当社指定路線を運営する他社(以下、「他社」という。)の定める運送約款(旅客営業規則その他の運送約款、以下同じ。)によります。
- 当社は、民法の定めに従い「会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/) (以下、「当社HP」という。)等で公表するものとします。

### 第2条(エクスプレス予約利用資格)

- 本サービスは、法人会員およびカード使用者に限り利用できるものとします。
- カード使用者は、本サービスの利用にあたって、会員規約第2条に基づき会員登録を行うものとします。

### 第3条(会員情報の登録・修正)

カード使用者は、前条第2項で登録した自己に関する情報又は回数を開わずこれを修正登録したの(以下「会員情報」といいます。)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条(利用環境、受付期間、受付時間)

- 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HP上により周知するものとします。
- 本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社HP上で周知するものとします。

### 第5条(申込)

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与された会員IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等の申込をするものとします。

### 第6条(回答方法、決済)

- カード使用者が本サービスを利用した場合、会員IDに紐づくカードによって決済することとします。
- カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイトへの表示、またはカード使用者の電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したであろう時点をもって通知が完了したものとみなします。
- 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解約等がなされたものとします。なお、当社はカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
- カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとします。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能件数は、当社HPにより周知するものとします。
- カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答期間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、次条に定めるカスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。
- 乗車券類の変更、払戻等(第12条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。)により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済したのち、変更前の乗車券類を行い戻します。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けられる場合があります。

### 第7条(会員の問い合わせ窓口)

法人会員またはカード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、会員規約第6条に定めるカスタマーセンターにて受け付けるとします。

### 第8条(契約成立後の乗車券類の扱い)

- カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上で確認することができます。
- 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。

4	5	6
---	---	---

- クレジットカード会社から会員資格を取り消すよう通知があった場合
- 会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売もしくは換金行為を試み、または実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含む。)
- 会員が、その一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本規約または本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合
- カード会員が第14条に違反している、または疑いがあるとき
- 同一の会員に対し複数の会員ID(本サービス、J-WESTカードEX予約サービスまたはスマートEXを含む。)が発行されている場合(過去に発行されていた場合を含む。)において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれか一該当した場合
- (11)その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合
- 会員は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が別に定める会員登録の初期化手続を行うものとします。会員が本サービスの会員登録の初期化手続を行った場合、当社は、本サービスの会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は申込サイト上に表示することにより通知します。なお会員が、カード会員のカードを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、クレジットカード会社へ申し出るものとします。
- 利用希望者が会員登録を行った後、または会員が前項に定める本サービスの会員登録の初期化手続を行った後、当社が別に定める所要回答期間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、第6条に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。
- 会員は、第5項または第6項により、会員資格を喪失した後であっても、会員資格の喪失時点以前に発生した本規約および本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

### 第3条(会員情報の登録・修正)

会員は、本サービス(前条第2項)により登録した自己に関する情報または回数を開わずこれを修正登録したの(を含む)内容に変更が生じた場合、速やかに当社が別に定める方法で修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### 第4条(会員情報の使用)

- 本サービスに基づき当社が知り得た会員に関する情報(購入履歴およびサーバー運用履歴等)について取扱いは、カード会員規約によります。
- 法人会員は、以下の項目について、法人会員の責任において、代表者、管理責任者およびカード使用者(以下、総称して「カード使用者等」という。)の同意を得るものとします。
  - カード規約に基づき、カード使用者等に関する情報を法人会員が両社に対し提供すること。
  - カード規約に基づき、クレジットカードの利用内容を当社が法人会員に対して提供すること。

### 第5条(会員の義務)

- 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
- 会員は、会員IDおよびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
- 会員は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。

### 第6条(会員の問い合わせ窓口)

- 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるとし、その電話番号、受付時間等は、当社HP上に掲示します。
- カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社HP上に掲示する個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき厳正に取扱います。
- カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

### 第7条(会員の責任、当社の免責、損害賠償)

- 法人会員は、会員自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあり、会員または会員が締結した運送契約に基づき乗車を認める会員以外の者(以下「利用者」という。)が行った一切の行為およびその結果並びに会員ID等によりなされた一切の行為および結果において、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
- 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。
  - 会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む。)があったことにより、会員または第三者が被った不利益
  - 会員IDおよびパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により会員または第三者が被った不利益
  - 当社が第2条第3項により本サービスの会員登録に対して承認をしないことにより利用希望者または第三者が被った不利益
  - 当社が第2条第5項により本サービスの会員登録を停止・取消または会員の本サービス利用を停止させることにより会員または第三者が被った不利益
  - 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより会員または第三者が被った不利益
  - 当社が本サービスの中断・変更・終了または会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員または第三者が被った不利益
  - カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益
  - 当社が別に定める利用環境以外での本サービスの利用のほか、会員の携帯電話またはパソコン等の機器、ソフトウェア等およびその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員または第三者が被った不利益

2	3
---	---

- 前項より、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

### 第9条(事前申込サービス)

- 本サービスの乗車券類(は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日(以下「発売開始日」という。)の前に購入の申込(以下「事前申込」という)を行うことができます。ただし、当社が必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の件数には限りがあります。
- 当社は、カード使用者が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
- 当社は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行います。(注)事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
- 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく運送契約は締結されます。なお、発売開始当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
- 事前申込の取消は、カード使用者が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

### 第10条(夜間申込サービス)

- 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、購入の申込(以下「夜間申込」という。)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
- 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
- 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結の成否の通知は、第6条に基づき電子メール送信により行います。(注)夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
- 前項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、運送契約の締結の成否の通知をカスタマーセンターから行う場合があります。
- 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく運送契約は締結されます。なお、当日中に当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
- 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

### 第11条(受取)

- カード使用者は、当社が別に定める指定席券売機または窓口(以下「受取窓口」という。)において、当社が別に定める方法により、第8条第2項により当社が保管している乗車券類の受取を行うものとします。
- 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号(QRコードおよび16桁の英数字、以下、総称して「受取コード」という。)を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別に定めるカード使用者のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることとできるものとします。
- 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第9条に定める事前申込による受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができないものとします。
- 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券ごとに、以下のように取り扱うものとします。
  - 特急券と乗車券の効力が一括となりかつ乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に乗車者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
  - 特急券の効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン車用は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
- 前項による払戻は、カード使用者のカードにより決済を行います。なお、第6条に関わらず会員への通知は行いません。
- カード使用者が会員登録を喪失した時点で、当社が第8条第2項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日とみなします。

### 第12条(受取後の乗車券類の扱い)

カード使用者が第11条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、カード使用者は当社が別に定める窓口において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。

### 第13条(付帯サービス)

- 当社または付帯サービスを提供する企業(以下「提携企業」という。)は、特典として本サービスに付帯するサービス(以下「付帯サービス」という。)を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社HPまたは申込サイト上の掲示等で案内します。

- 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、常にカード使用者のカードまたはEX-ICカードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提

- 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより会員ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員または第三者が被った不利益
- 電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることににより会員または第三者が被った不利益
- (11)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウイルス、または当社が世間一般に送信される電子メールの容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話またはパソコンの受信容量を超過し会員または第三者が被った不利益
- (12)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより会員または第三者が被った不利益
- (13)会員が、本規約、本規約の特約、当社または当社指定路線を運営する他社(以下「他社」という。)の定める運送約款 および法令の定めと違反したことにより、または本規約および本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員または第三者が被った不利益
- (14)その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員または第三者が被った不利益

- 会員が本規約、本規約の特約、当社または他社の定める運送約款 および法令の定めと違反して当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

### 第8条(通知および同意の方法)

- 当社から会員への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイトまたは当社HP上への掲示、電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適宜と認める方法により行うものとします。
- 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承認したものとみなします。

### 第9条(サービス等の変更)

- 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステムおよび内容を変更することができるものとします。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。
- 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスのアクセス制限を行うことができるものとします。
  - 本サービスのシステムの保守が必要の場合
  - 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでできなくなった場合
  - その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更および会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合
- 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

### 第10条(権利の帰属)

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般および情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為は一切行ってはならないものとします。

### 第11条(債権譲渡および債権供担保の禁止)

会員は理由のいかんを問わず、本規約および本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

### 第12条(相殺禁止)

当社は、本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

### 第13条(準拠法および合意管轄裁判所)

- 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。
- 本サービス並びに本規約および本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第14条(反社会的勢力の排除)

- カード会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 暴力団
  - 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係企業
  - 総会屋等、社会運動等標ぼうロコまたは特殊能力者集団等
  - 前各号の共生者
  - その他前各号に準ずる者
- カード会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

改定日 令和3年3月6日

2	3
---	---

示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければならないこととします。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

### 第14条(変更の可能性)

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

- 第4条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間および所要回答時間
  - 第5条、第9条、第10条の申込方法
  - カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
  - 第11条の受取窓口、受取方法、受取期間
  - 付帯サービスの内容
  - その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容
- 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく、本サービスの中断・変更および本サービスへのアクセス制限を行うことができます。
    - 本サービスのシステムの保守が必要の場合
    - 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでできなくなった場合
    - その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合
  - 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員またはカード使用者に事前に通知するものとします。

### 第15条(例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、本特約の規定と異なる扱いをすることができるものとします。

改定日 令和3年3月6日

3	4
---	---

## JR東海EX-IC サービス規約(ビジネス会員用)

本規約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。)が提供するEX-ICサービス等について定めるものです。

4	5
---	---

5	6
---	---

- 本規約は、「エクスプレス予約サービス(ビジネス)に関する特約」(以下「サービス特約」という。)の特約とし、サービス特約と本規約との間で重複または競合する内容については、本規約が優先するものとします。
- 「JR東海エクスプレス予約サービス会員規約(ビジネス会員用)」(以下「会員規約」という。)に定める法人会員(以下「法人会員」という。)、会員登録に定めるカード使用者(以下「カード使用者」という。)に本規約を周知する義務を負います。

### 第2条(用語の定義)

- 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
  - 「EX-ICカード」とは、当社がカード使用者を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいいます。
  - 「EX-ICカード番号」とは、EX-ICカードを識別するためにEX-ICカードごとに付与されたEX-ICカードに固有の番号をいいます。
  - 「記名式EX-ICカード」とは、個人のカード使用者名がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。
  - 「非記名式EX-ICカード」とは、会社の部署名等がカードの表面に記載されているEX-ICカードをいいます。
  - 「交通系ICカード」とは、当社エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/) (以下「当社HP」という。)に掲載するICカード乗車券等をいいます。
  - 「当社指定路線」とは、第4条で定めるEX-ICサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
  - 「指定クレジット」とは当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、JR東海エクスプレス予約サービスの利用代金等の決済手段として指定するクレジットカードをいいます。
  - 「指定クレジットカード発行会社」とは指定クレジットカードを発行するクレジット会社をいいます。
  - 「会員情報」とは、カード使用者がサービス特約第2条により会員登録(以下「会員登録」という。)した事項(修正登録した事項を含みます。)をいいます。

- 本規約に定めのない用語の定義については、サービス特約に定めるところによるものとします。当社は、民法の定めに従い法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/) (以下「当社HP」という。)等で公表するものとします。

6	7
---	---

## 第2章 EX-ICサービス

### 第4条 (EX-ICサービス)

1. EX-ICサービス(以下「本サービス」という。)とは、サービス特約第1条に定めるエクスプレス予約サービスの一種であり、インターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下「締結等」という。)をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場(以下「駅」という。)において入出場する際にEX-ICカードまたは交通系ICカード(以下、総称して「ICカード」という。)が必要等の特別な旅客運送契約(以下「EX-IC運送契約」という。)となります。また、EX-IC運送契約は、乗車間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも法人会員およびカード利用者もしくは第18条で定める利用者にとって不利になる場合があります。

2. カード使用または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定したICカードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定したICカードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第11条に定める受取窓口において、サービス特約第8条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証券(以下「乗車券類」という。)を受け取るか乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をEX-ICカードまたは乗車券類のみで通過することはできません。

### 第5条 (EX-IC運送契約の内容)

EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EXサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

### 第6条 (利用環境、受付期間、受付時間等)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HPにより周知するものとします。

2. 本サービスによりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱うEX-IC運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

### 第7条 (申込)

カード利用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

### 第8条 (申込および決済の方法、契約の成立)

1. カード利用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結を申し込む場合、本サービス上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
※EX-IC運送契約により大人1名がICカードで乗車する場合は、カード利用者本人の利用に限ります。

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上画面への表示または会員情報として登録された電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」という。)への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行われるものとします。なお、当社はカード利用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間でEX-IC運送契約が成立するものとします。

4. EX-IC運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスによりEX-IC運送契約を締結できる可能額は、カード会員規約に定める利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約HPにより周知するものとします。

5. 第3項の定めによりEX-IC運送契約が成立した時点において、EX-IC運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

6. カード利用者は、本サービスによりEX-IC運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの申込サイト上画面への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行われるものとします。

8. 前項により第4項に基づき決済した運賃等に払い戻すべき過剰金または新たに収受すべき不足もしくは手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC運送契約の運賃等を改めて決済したのち、変更前のEX-IC運送契約の運賃等を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスによりEX-IC運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受けられる場合があります。ただし、法人会員もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または進行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

9. カード利用者は、本サービスよりEX-IC運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、サービス規約第7条に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社はカード利用者に対し、EX-IC運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。

10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした場合のEX-IC運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス(普通車自由席)の発売額とします。またEX-IC運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容

<span></span>	<span></span>
<div>EX-ICカードを処分させることができるものとします。</div>	

5. 法人会員またはカード利用者は、第1項または第3項によりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は指定クレジットカードにより決済するものとします。

## 第5章 交通系ICカード

### 第18条 (交通系ICカード)

1. カード利用者またはカード使用者が締結したEX-IC運送契約に基づき乗車を認めるカード利用者以外の者(以下「利用者」という。)がEX-IC運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系ICカードを使用して入出場することを希望する場合、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、カード使用者は当社が別に定める方法により交通系ICカードの登録または指定手続をするものとします。
※交通系ICカードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。
2. カード利用者は、記名式の交通系ICカードを登録する場合、実際に乗車するカード利用者または利用者と同一名義の交通系ICカードを登録するものとします。
3. カード利用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系ICカードを使用して入出場するときは、常にICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、カード使用者はICカードおよび指定クレジットカードを、利用者は交通系ICカードを、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者または利用者は、EX-IC運送契約に基き当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
4. EX-IC運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系ICカードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。
5. 交通系ICカードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

### 第19条 (交通系ICカードの登録取消)

1. カード利用者または利用者又は次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前にカード使用者に通告することなく直ちに交通系ICカードの登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することができます。
(1) 第15条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-ICカードの返却を求められた場合

(2) 記名式交通系ICカードを記名人以外の第三者に使用された場合
(3) 交通系ICカードを不正乗車(不正乗車を目的で乗車したことが明らかとなる場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合
(4) 転売、換金目的によるEX-IC運送契約の締結等、交通系ICカードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合
(5) 交通系ICカードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
(6) カード使用者が複数の交通系ICカードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した使用者で、他の交通系ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
(7) カード使用者が登録した交通系ICカード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合
(8) その他、カード使用者の交通系ICカードの利用が適当でないとき当社が認めた場合
2. 前項によりカード使用者が交通系ICカードの登録または指定取消を受けた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他交通系ICカードに基づく権利は、無効となります。
3. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、カード使用者が登録または指定した交通系ICカードの使用に關して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

### 第20条 (交通系ICカードの変更等)

1. カード使用者が、本サービスに交通系ICカードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系ICカードを変更する場合は、当社の手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系ICカードで本サービスを利用することができます。
2. EX-IC運送契約の締結または変更後、前項により交通系ICカードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系ICカードで本サービスを利用するものとします。

## 第6章 その他

### 第21条 (当社の免責事項)

当社は、ICカードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

(1) カード使用者のICカードの使用上の誤りにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益
(2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益
(3) 指定クレジットカード、EX-ICカード、本サービスの案内冊子および当社HP等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により法人会員、カード利用者または第三者の被った不利益
(4) 利用環境の変更により、法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益
(5) 当社が会員から第16条第1項の申し出を受領した場合作、防護措置期間内に発生した不正使用により、法人会員、カード利用者または第三者の被った不利益
(6) 交通系ICカードのサービスマテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより法人会員、カード利用者または第三者が被った不利益

### 第22条 (債権譲渡および債権供担保の禁止)

法人会員およびカード利用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

### 第23条 (相殺禁止)

についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC運送契約の通知を行うものとします。

### 第9条 (契約の締結、変更後の取り扱い)

法人会員またはカード利用者は、本サービスにより締結、変更したEX-IC運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイトにて確認することができます。

## 第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

### 第10条 (本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの提供を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備(以下総称して「システム等」という。)を変更することができるものとし、ます。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部もしくは全部の提供の中断またはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるとします。

(1) システム等の保守、点検を行う場合
(2) システム等に障害が発生した場合
(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責にふらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合
(4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合
4. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は法人会員およびカード使用者に事前に通知するものとします。
5. 当社は、本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って法人会員、カード利用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

### 第11条 (通知の方法)

1. 当社から法人会員またはカード利用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社ホームページ上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、指定クレジットカード会社が指定する住所への郵便物の送付または電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行われるものとします。
2. 前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに電子メールアドレス宛てた電子メールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、指定クレジットカード会社が指定する住所に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前二項において、電子メールアドレスまたは会員の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到着が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達したときと到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到着が遅れ、または到達しなかつたことにより、法人会員、カード利用者または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

### 第12条 (例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

## 第4章 EX-ICカード

**第13条 (EX-ICカードの発行および効力)**
1. 当社は、本サービスの提供に関連して、法人会員に対し、当社が必要と認める種類および枚数のEX-ICカードを発行し、貸与します。

2. EX-ICカードの所有権は、当社に属し、法人会員は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-ICカードを送付します。

4. 法人会員およびカード利用者は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード(内蔵するICチップに記録された情報を含む)を使用、管理しなければなりません。

5. カード利用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常にEX-ICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、カード使用者は速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード利用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

6. 記名式EX-ICカードは、EX-ICカード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
7. 非記名式EX-ICカードは、法人会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、法人会員が指定する者(以下「カード指定者」といす。)に使用することができます。この場合、カード指定者は、必要に応じて本規約におけるカード使用者とみなされます。
8. EX-ICカードが第三者に使用された場合、法人会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
9. 当社は、EX-ICカードに在来線用のICカード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能に関する取扱い等は、別に定めます。

### 第14条 (EX-ICカードの有効期限および更新)

1. EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め法人会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。

<span></span>	<span></span>
<div>法人会員およびカード利用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。</div>	

**第24条 (適用法規および合意管轄裁判所)**
1. 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。
2. 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<span></span>	<span></span>
<div>改定日 令和3年3月6日</div>	

## エクスプレス予約グリーンプログラム特約

### 第1条 (定義)

(1) 本特約は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」という。)およびJR東海が提携する企業(以下、「提携各社」という。)が、「JR東海エクスプレス」(Visa・Mastercard・JCB)カード会員規約(※)に定める会員(以下、「会員」という。)に対し、各種サービスを提供するプログラム(以下、「本プログラム」という。)について定めます。
(2) 本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。
(3) ポイントは、会員による本プログラム対象サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。
(4) 特典とは、会員の利用申込に応じてJR東海及び提携各社により、会員に提供されるサービス等をいいます。
(5) 特典グリーン券等とは、特典のうち、会員が一定の条件によりグリーン席に乗車いただくことができるサービスを利用する場合に購入できるサービス又は乗車券類をいいます。

### 第2条 (参加申込)

(1) 本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。
(2) 前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。
・基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
・JR東海エクスプレス・カード(コ-ポレート)会員
・JR東海エクスプレス・カード(EP予約専用)会員
・JR東海エクスプレス予約サービス(プラズEX)会員

### 第3条 (ポイントの蓄積)

(1) ポイントは、物理的に発行されたカード単位で蓄積されます。
(2) 会員が、会員でなくなったときは、蓄積されていたポイントは無効となります。
(3) ポイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取等のほか、JR東海及び提携各社の定める商品購入・サービス利用に際し、付与されます。
(4) ポイントは、エクスプレス予約サービスポイントに設定される口座に対し蓄積されます。
(5) JR東海及び提携各社は、ポイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるものとします。
(6) ポイントは、別に定める蓄積条件に基づき、口座に登録されることで付与されます。会員は、ポイントが口座に登録された後でなければ、そのポイントにより特典を利用することはできません。
(7) ポイントが自動的に口座に登録されなかつた場合、会員はJR東海が別に定める方法により、ポイントの蓄積・引き落としを請求することができます。ただし、この請求は、JR東海が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品・サービスの購入日から3ヶ月以内でなければなりません。
(8) エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、特典付与条件等の他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合があります。

### 第4条 (ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、蓄積年の翌年の6月末日23時30分までとします。有効期限後に口座に存するポイントは、別に定める場合を除き、無効となり、JR東海は失効に関する一切の責任を負いません。

### 第5条 (ポイントの共有・合算・移転)

(1) 蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合をはじめ、いかなる場合においても、所有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有・合算・移転できません。
①会員のカードが、現在のカードから、別のカードに変更となる場合
②会員が複数のカードを所持している場合
③法人カード及び、個人カードの家族会員等、ご利用の請求単位を統一又は、法人において部署(代表者)カードと個人カード等、実質的に同一名義人が複数のカードを利用している場合
(2) ポイントの合算・移転の特例
前号にかかわらず、次の場合については、特例として、異なるカードへのポイントの合算・移転を認める場合があります。
①カードの紛失・盗難等により、別のカードを発行することとなった場合
②その他、JR東海及びJR東海との提携によりカードを発行するカード会社が共に認めた場合

### 第6条 (提携各社によって提供される特典)

(1) 提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携会社の責任により行います。JR東海は、提携各社より提供されるサービスの品質を保証するものではありません。
(2) 提携各社でのサービス利用については、各提携会社の規約等に定める利用条件に従うものとします。
(3) 蓄積されたポイントは、別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント・特典との共有・合算及び譲渡することはできません。
(4) JR東海は、提携会社との提携解消、提携会社が提供する特典内容・条件の変更等については、一切責任を負いません。
(5) JR東海は、提携各社との提携を変更又は終了することについて、権利を有します。この場合JR東海は、会員に対し、エクスプレス予約ホームページ(https://expy.jp/)等にその旨をお知らせします。

2. 前項にかかわらず、EX-ICカードの有効期限前に、当社の都合によりEX-ICカードを予告なく交換することがあります。

3. EX-ICカードの有効期限が満了する場合、法人会員からEX-ICカードの更新を希望しない旨の通知がないEX-ICカードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-ICカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したEX-ICカードを自動的に発行します。

### 第15条 (EX-ICカードの返却等)

1. 法人会員またはカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、法人会員またはカード使用者に対し、EX-ICカードの返却を求めないし本サービス等の提供を終了することがあります。

(1) 本規約に違反した場合
(2) 会員登録の取消を受けた場合
(3) 当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
(4) 記名式EX-ICカードを記名人以外の第三者に使用させた場合
(5) EX-ICカードを不正乗車(不正乗車を目的で乗車したことが明らかなる場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合
(6) 転売、換金等の目的によるEX-IC運送契約の締結等、EX-ICカードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合
(7) EX-ICカード本体または内蔵するICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
(8) 法人会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より本サービスの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
(9) EX-IC運送契約の内容について、当社が別に定める「EXサービス運送約款」もしくは他社が定める約款に重大な違反をした場合または繰り返し違反した場合
(10) 当社から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
(11) 第19条第1項のいずれかの事由に該当したことにより交通系ICカードの登録取消を受けた場合
(12) その他、法人会員またはカード使用者のEX-ICカードの利用が適当でないとき当社が認めた場合

2. 前項により法人会員またはカード使用者がEX-ICカードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他EX-ICカードに基づく権利は、無効となります。

3. 法人会員またはカード使用者は、法人会員またはカード使用者でなくなった場合、速やかにEX-ICカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
4. 法人会員は、法人会員でなくなった後であっても、EX-ICカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

### 第16条 (EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用)

1. 法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとします。

2. 法人会員またはカード使用者のEX-ICカードの利用・管理において、次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第8項の定め他、そのために生じた一切の損害は法人会員が負担するものとします。

(1) 法人会員またはカード使用者の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
(2) 法人会員またはカード使用者の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
(3) 本規約に違反しては状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力しない場合
(5) 不正使用の際に法人会員のパスワードが使用された場合
(6) 第1項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合

3. 当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じたEX-ICカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第13条第8項の定めにかかわらず、法人会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

4. カード使用者が指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-ICカードが第三者による不正使用された場合の補償については、法人会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規約によります。

5. カード使用者がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、法人会員の指定クレジットカード発行会社が定める補償はあります。

### 第17条 (EX-ICカードの再発行)

1. 当社は、法人会員またはカード使用者が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能の付加その他EX-ICカードの種別を変更して再発行することができます。

2. 当社は、EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、法人会員またはカード使用者がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-ICカードを再発行します。
4. 前二項のEX-ICカードの再発行の際には、法人会員またはカード使用者は、EX-ICカードを保有していれば、これを当然に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、法人会員またはカード使用者の責任において

<span></span>	<span></span>
<div>改定日 令和2年3月21日</div>	

### 第7条 (ポイントによる特典の利用)

(1) 特典は、会員に限り申し込むことができます。
(2) 特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等に特典を利用させる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各条の定めに従って、利用者に遵守するものとします。
(3) ポイント及び特典については、前項の場合を除き、他の会員等に譲渡することはできません。
(4) 特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。
(5) 会員への特典に関する必要事項の通知・連絡は、エクスプレス予約ホームページによるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所・電話番号・電子メールアドレス等に対して行います。また、特典の送付は、原則として、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り・更新未了等により必要事項の不達及び特典の不着など、会員に不利益が生じても、JR東海は一切責任を負いません。
(6) 会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認すると共に、利用条件に従って利用するものとします。
(7) 特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。JR東海は、この利用制限を理由に、特典の払戻、ポイントの口座への返還、又はポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
(8) 会員等が、提供された特典をいかなる形で第三者への譲渡、売買、品物との交換を行うことを禁止します。
(9) JR東海は、会員に提供するすべての特典について、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを保障するいかなる責任も負いません。

### 第8条 (変更・終了の告知)

(1) JR東海は、本特約、ポイント付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント・特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
(2) 本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、エクスプレス予約ホームページに記載された内容が、従来のも内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。
(3) JR東海は、任意に本プログラムを終了することができるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取り消され、未使用特典の使用も中止されます。

### 第9条 (特約の変更)

第14条の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたとえて、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約ホームページ等で公表するものとします。

### 第10条 (この特約に定めのない事項)

ポイント利用に係わる個人情報に関する取扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約その他の各種「特約」にります。

※会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。
・JR東海エクスプレス・カード会員規約
・JR東海「そう京都、行こう。」エクスプレス・カード会員規約
・JR東海「そう京都、行こう。」エクスプレス(Visa)カード会員規約
・JR東海エクスプレス・カード(法人)会員規約
・JR東海エクスプレス・カード(ビジネス)会員規約
・JCBエクスプレスカード会員規約
・三井住友エクスプレスコ-ポレートカード会員規約
・UCエクスプレスコ-ポレートカード会員規約
・MUFGカードエクスプレスコ-ポレート会員規約
・DCエクスプレスコ-ポレートカード(個別払い方式)会員規約
・DCエクスプレスコ-ポレートカード(一括払い方式)会員規約
・TS CUBICエクスプレスコ-ポレートカード会員規約
・JR東海エクスプレス予約サービス会員規約(ビューカード会員用)
・アメリカン・エクスプレス®・JR東海エクスプレス・コ-ポレート・カード会員規約

<span></span>	<span></span>
<div>改定日 令和2年3月21日</div>	